

1.激流の中の中央大学

経済学部教授 田中 拓男

2.司法制度の海外調査を終えて

商学部長 北村 敬子

3. 中央法科大学院へ向けて

大学院法学研究科委員長 法学部教授

椎橋 降幸



## 激流の中の中央大学

<sup>経済学部教授</sup> 田中拓男

子供の頃、激しい豪雨が長く続くと、川岸に立って故郷の川の激流に見とれたものです。狂奔する洪水に乗って次々に雑多なものが流されてきます。材木やごみの中に壊れかけた家屋が流れてきて思わず声をあげることも。でも、こんな大きなものは、やがて激流の中に消えていきました。

21世紀に向かう時代の激流(メガトレンド)を見ていると、いろいろなものが流れていきます。先頭ではアメリカの情報通信関連のハイテク産業や先端研究の機関がますます流れの勢いを加速させています。暫くすると激流をかき分けながら日本のハイテク産業、続いてリストラでようやく浮上してきた企業群、その後に激流に翻弄されながら浮き沈みの日本の大学群、よく見ると懸命に流れの最先端に追いつこうとする先発の大学、苦悶の表情を見せながらも川の流れに引っ張られている大学、後の方

の大学は徐々にこの急流から取り残され、 何時の間にか川面から姿を消していきま す。

さて、中央大学はこの激流の中でどこを 流れているのでしょう。「中大NOW」はそ の実況放送なのでしょうが、その判断の資 料を少しお見せしましょう。

教育産業はすでに少子化の進行で衰退産業に落ち込んでいますが、その中で中央大学のポジションを見ると次のようなデータが出てきます。受験生の数でみると、有力私立大学11校の中で中央大学のシェアは、平成5年の11.5%から11年には7.2%に後退しています。入学生の学力水準を計る偏差値は、この間にほぼ10ポイントの大幅な低下、先日講演会で来られた高校の先生は、8年前に比較して今やまったく違うレベルの学生層が中央大学を目指していると、鋭く指摘されています。

このデータからどのような判断を引き出 すかは、大学関係者それぞれの自由な判断 にお任せます。名門大学として長年優れた 伝統を誇ってきた中央大学が、21世紀にも 時代の激流の先頭に飛び出るように、それ ぞれの立場で研究教育の活動に最大限の情 熱を捧げたいと願っている人も多いと思わ れます。大学の置かれている状況への深刻 な危機意識と未来への夢・ロマンを共有す る人々です。もちろん、フリーライダーと してこうした改革努力を傍観することも自 由ですが、一般に組織が経営的にも苦境に 落ち込んでくるほど、フリーライダーへの 批判が非常に厳しくなります。40万人余 の卒業生が母校の衰退する姿に黙っている でしょうか。

さて、中央大学の再生には、中央大学と いう組織に所属するメンバーの間で共有で きる基本的な考えやビジョンについて、そ のイメージを明確にすることが不可欠で す。一般には、これは組織の基本理念とか、 組織文化と言われています。21世紀の中 央大学では、創立100周年記念の「学長講 話」がもっとも基本的かつ重要なものと考 えられます。中央大学の歴史的な転換点に 立って、大学の最高責任者が一同に会した 関係者に強く呼びかけたものです。当時の 川添学長は、過去1世紀にわたる大学の活 動を総括し、その中から次の100年に中央 大学が継承し発展させるべき伝統として、 「カンパニー精神」「不撓不屈の精神」「実 地応用の学風 1の3つを挙げました。

「カンパニー精神」は、かつて大学の創立記念で来賓として祝辞を述べられた慶応義塾の福沢諭吉先生の「社中」という言葉から来ているそうですが、私は仲間内の「共感協力の精神」と理解しています。研究教育の活動における「高い志」を共にするものが自由に集まり、相互に共感協力しながら共通の夢・目標を達成していく、そ

の「場」として中央大学の存在意義を強く 認識し、組織に対する強い愛着を持って協 働する。中央大学という「場」があっては じめて、同じ志の仲間の研究教育にかける 情熱や心理的共振がより具体的に収斂して 高い成果をあげるようになるからです。

中央大学の発展の方向をこのように考えると、志を同じくする者が自由に集まって 共感を高め相互に協働・協力する「場」が 非常に重要な役割を果たすようになります。学内では、小さな専門家集団という 「場」から始まって学部や大学全体まで 種々多様な「場」が形成されています。それぞれの「場」で人々が相互に心理的共振 を感じながら協働しています。

また、こうした協力の「場」を相互にネットワークで緊密に結び、「場」間で情報や活動の共有化・同調化を進めることは、組織の活動レベルを高く維持するために非常に重要な課題です。活動レベルが低下すると、協働の「場」としての基盤が徐々に沈没していきます。丁度、川の激流の中にいつのまにか沈んでいくように。

次に「不撓不屈の精神」ですが、今風に言えば「チャレンジ・アンド・ネバーギブアップの精神」と考えられます。21世紀、時代の激流の中で、未来に対する不透明度が増しています。時代の変化が激しいだけに予知や予測の困難なものが多くあります。失敗すれば大きな打撃を蒙って流れから置いていかれますが、何もしなければ、やがて流れの中で沈没していきます。他方では、前向けの挑戦を続けることによって、敗者復活の機会も大きく開かれてきます。

このような時代環境のもとでは、中央大学は、豊富な情報収集と的確な情報分析をベースにしながら、スピードのある思い切った決断をすること、その勇気が強く求められています。大学100周年での「不撓不屈」宣言は、大学の関係者全員に21世紀

の時代の激流に挑戦しよう、その勇気を持 とうという呼びかけでしょう。

最後に「実地応用の学風」については、 総合大学として発展する大学の方向を示唆 しています。社会の動きがこれだけ激しい と、そこに多種多様な問題が現れてきます。 現実社会の多様な問題を発見・分析・解決 し、社会に発信していく懸命な努力が、中 央大学の学問的作業の中に組み込まれてい くならば、今後も中央大学の社会的評価が 高く維持されます。その際、研究者として 実社会に生起する実際の諸問題を取り上げ るだけでなく、人材育成においても、単に 学問体系の講述だけでなく、学生の中に入 って高度な専門的知識を動員しながら問題 解決の応用作業を一緒に進めることによっ て、将来の社会活動で生きる実践的能力を 鍛錬することが強く要請されています。市 ヶ谷校舎で来年度開講予定(準備中)の 「国際経済専攻」の設置など高度職業人養 成を目標とした大学院の創設は、この伝統 の学風を強化するものです。

この3つのキーワードは、いくつかのチームを編成して学生の自主的な海外調査を

進めている私のゼミで、長年基本的な指導 理念になっています。同じ問題意識をもつ 学生が数名単位で集まって研究チームを編 成しますが、この協働の「場」に集まった メンバーは、2年間自主的に活動の目標設 定と管理を行ない、相互に心理的な共感共 振を高めながら高い研究成果を上げていま す。教師は有効な「場」を設定し、その活 動レベルを高く維持するように常に配慮・ 支援をしています。研究活動は、環境、情 報、国際開発、国際貿易、国際経営などの 専門分野に分かれますが、現実社会の具体 的な問題について基本的な文献調査をもと に、国内および海外の実地調査を学生たち だけで独自に進め、その成果を研究報告書 にまとめています。経験の乏しい学生にと って、海外での実践的活動はきわめて厳し いハードワークになり、しばしば高い壁に 突き当たり、失敗もありますが、多くの優 秀な先輩も加わり皆の協力によって幾多の 困難を克服しています。これからも学生達 の挑戦は続いていくと思います。ゼミの活 動成果は拙著『若者達のキャンパス革命』 (文眞堂)に詳しくまとめています。





## 司法制度の 海外調査を終えて

商学部長 北村敬子

4月30日から5月11日まで連休を利用し て、内閣の司法制度改革審議会による海外 調査の仕事で、パリ、ボルドー、ロンドン の3箇所を回ってきた。委員13名が、そ れぞれアメリカ、フランス、ドイツに分か れての調査で、フランスとドイツ組は5月 6日にロンドンで合流した。ボルドーには、 ワインを飲みに行ったわけではなく、裁判 官と検事の初期研修を行っている司法学院 を訪問するために行ったのである。これま で役所の仕事で海外に行ったことがなかっ たため解らなかったのであるが、国民から の批判があるためか、とにかくスケジュー ルがきついのには驚かされた。さあ、大使 館、司法省、法廷、法曹養成のための研修 所、弁護士協会、弁護士事務所、大学とま さに分刻み。ほぼ網羅的に見学したため、 勉強にはなったが、帰国してからの約2週 間の間は時差ボケと旅の疲れで、ほとんど 仕事にならない状態となってしまった。

ヨーロッパはこの時期が1年中で最高に 良い季節で、花が綺麗な上に、日暮れも遅 く、とても気持ちがよい。優雅においしい フランス料理でもと希望したが、有名なお 店はどこも予約で一杯。トゥール・ダルジ ャンが駄目なら、せめて隣のお店でもと道 路を隔てたお店に入ったが、所詮、隣は隣 でしかなく、ドサッと量ばかり多い料理に 閉口した。

しかしフランスでもイギリスでも、日本 大使からお食事のご招待をうけたこと、き ついスケジュールの合間に、留学中の文学 部の永見先生ご一家、商学部の朝倉先生ご 夫妻それに附属杉並高校の鹿島先生とお食 事を共にすることができたことは、大きな 喜びであった。

さて肝心の司法制度について、書かなけ ればならない。私が、フランスとイギリス を選んだ理由は?ご存知のように、フラン スは、日本と同様に裁判官のキャリア制度 を採用している国に対して、イギリスは、 法曹一元(弁護士から裁判官を任用する制 度)の国である。わが国では、この裁判官 のキャリア制度について種々の批判がみら れるが、フランスではキャリア制度そのも のに対する批判はみられない。というのも、 フランスでは、隣接職種の専門家を裁判官 にする道が開かれている上に、裁判官の昇 給がわが国のそれよりも緩やかな制度とな っているからだという。さらにフランスで は参審制が、イギリスでは陪審制が採用さ れている。それぞれの国で法廷、とくに重 罪院の裁判を傍聴したが、フランスでは3 人の職業裁判官と並んで9人の素人裁判官 が評決に参加する。併せて12人の裁判官 が裁判長を真中にしてずらりと並ぶため、 裁判席はもう混み混み状態。素人裁判官は Jury と呼ばれ、選挙人名簿から無差別に選 ばれた者の中から抽選によって決定され る。Juryになることは、納税義務、兵役義 務と並ぶ国民の義務とされ、政治家や医者 を除いては正当な理由が無い限り拒否でき ない。イギリスは参審制ではなくて陪審制 を採用しているが、ここでもJury になるこ

とは国民の義務とされ、1つの裁判で12人のJuryが選ばれる。

またフランスでは、普通裁判所の外に商事裁判所、労働裁判所等の特別裁判所があり、これらの特別裁判所の裁判官は、職業裁判官ではなくて無給の素人裁判官である。パリの商事裁判所を訪問したが、そこ

では商事に関する民事事件だけを取り扱い、その裁判官はほとんどが企業の経営者である。イギリスの治安判事裁判所の裁判官も、実費のみ支払われるものの無給である。これら両国の司法制度は、それぞれの国の長年にわたる歴史と伝統の中から確立されたものであるが、制度の違いにかか





ロンドンのソリスタ協会(弁護士協会)前で フランス・ボルドーのレストラン

わらず共通している点は、それら制度が 国民による義務感なりボランティア精神の 上に成り立っているということである。今 回のわが国の改革では、周知のように、そ の視点の一つとして「国民が利用しやすい 司法制度の実現、国民の司法制度への関与」 が揚げられている。利用者である国民の視 点を追求していくのであれば、国民の側に 義務感というかボランティアの精神が醸成 され、それが当たり前のこととして受け入

れられなければならないと思われる。司法制度の基盤整備のためにいかにすばらしい方策が提示されようとも、それを如何に運用していくかその方法が重要なのであり、それを法曹人にだけ委ねるというのではなく、法曹人以外の隣接職種の専門家もまた広く国民全体も、報酬を期待することなく積極的に司法に携わる気概がなければ真の改革はあり得ないであろう。



## 「中央法科大学院」 へ向けて

大学院法学研究科委員長 法学部教授

椎橋隆幸

司法制度改革の一環としての法曹養成制 度の改革の最も有力な選択肢として法科大 学院構想が急激に具体化しつつある。司法 制度改革審議会(以下審議会という)の依 頼を受けた文部省の法科大学院(仮称)構 想に関する検討会議(以下検討会議という) は平成12年8月7日にそれまでの議論を整 理して中間的報告を行った。これを受けた 審議会は同日、集中審議の第1日に同問題 について検討を行った。本稿はこの時点で の資料に基づいている。この後、上記の集 中審議を受けて検討会議はさらに検討を重 ね、9月末にはその結果をとりまたとめ、 審議会に報告し、審議会は検討会議の最終 報告を受けてさらに審議を行い、11月に は中間報告として、この問題についての結 論を出す予定と聞いている。

検討会議も審議会も法曹養成制度の改革の重要な柱として法曹人口をその質を同上させながら大幅に増加させる要請を掲げているが同時にこの要請を実施する条件としている。いずれの要請も重要であるが、私の印象では、後者に相当多くの時に、私の印象では、後者に相当多くの時間が割かれているように思われる。質のように悪われる。質のように悪われる。質のように悪われる。質のように悪われる。質のように悪われる。質の表達を変しておけば自ずからな神経のであるとのははいかと思われる。公平性・開放性・多様性も達成できるのではないの理念を実施するための具体的方策を考え

ると、法科大学院の地域的適正配置、経済 的に恵まれない者の法曹になる途、統一試 験の導入、法学未修者(法律学の基礎的な 学識を有していない者)へ門戸を開くこと、 その修学年限、夜間大学院、通信制大学院 等々様々な可能性を検討しなければならな い。これらの問題は制度を設計する上では 必ず検討しなければならない重要な事柄で はあるが、同時に各大学等の関係者の利害 にも深く関わるために、公平性・開放性・ 多様性を過度に強調することによって、質 の高い法曹の増加という本来の目的につい ての議論の時間が少なくなってしまうので はないかと余計な心配をしてしまうのであ る。私がより詳しく知りたいと期待するこ とは多くあるが、ここでは修業時限と司法 研修所の役割についてとり上げたい。修業 年限が2年か3年か、また、司法研修所で 教える内容が何かが決まらなければ、法科 大学院のカリキュラムを具体的に作るのに 困難があるからである。

修業年限については法学未修者は3年、 法学既修者(法学部卒業生等)は2年とし て両者を併存するとする案と3年制を基礎 として2年の短縮型も認めるとする案とが 示されている。法学未修者に完結した法学 教育のプログラムを提供するためには最低 限3年間は必要であろう。また、法学既修 者が右の者と同じレベルに達するためには 同じ3年は必要ないであろう。そこで、3 年コースと2年コースを併存する主張には 理由がある。しかし、法科大学院として二 つ別と(学なすははた礎ののにう数と)なる容な、3し者にう数と)なる年でにとのがも実こう制、は者にでま基学限



ると思われ る。

会のにたてのに審以議審接感み感検議し想た想討会、審のてをがは会へ検議様抱述、同議の対会ではののであります。

望であり、多くの者が共有しているのでは あるまいか。

必ずや9月末と11月には検討会議と審議 会は右の点を含む様々な論点につきさらに 具体的な提案を示してくれるであろう。他 の国々の例をみても判るように、質の高い 法曹を多数養成するためには、今よりも長 い法学教育期間が必要であろうし、充実し た教授陣の下できめ細かい指導を提供する 必要があろう。また、従来より実務と密着 しつつ、他方では原理・原則を深く探求す る教育・指導方法が求められよう。さらに は、各法科大学院がそれぞれの歴史、伝統、 特色を活かし、創意工夫と熱意とによって、 競い合い、その結果、全体として質が高く、 内容の豊かな多様性のある法曹が養成さ れ、日本の法律文化を高め、一方では国際 競争力を高め、他方では、あまねく国民一 人一人の法的需要に応じることのできる体 制が作られていくことが期待される。わが 国の法曹養成に重要な役割を担ってきた中 央大学としても今迄以上の役割を果たすべ く、特色のある法科大学院を作っていかな ければならない。

の短縮や一定科目の履修免除を認めるとの 案については、例えばアメリカのロースク ール(3年制)では1年次の必須科目の履 修が決定的に重要であるが、わが国の場合 でも1年次の基本科目の履習は重要である ことは間違いなく、それらの部分を短縮し たり履習免除したりすることは法科大学院 での教育の重要な部分を省略してしまうこ とにならないだろうか。また、法学部で活 科大学院の1年次に相当する科目の履習を することにするのであろうか。そうだとす るとそれは適切なことであろうか。

もう一つの司法研修所の担うべき役割に ついては意見の一致があるとはいえない状況である。理念としては私達も法科大学院 で教えるべき内容について意見を持っているが、実際には、法科大学院修了後(新司法試験を経て)司法研修所で提供される教育の内容が判らなければ法科大学院でのカリキュラムを作成することは難しい。法曹として現場でスタートラインに立てるのに必要な研修とは何か。その必要な研修の中身とそれに必要な期間が定まれば、法科大学院で指導すべき内容も自ずと決まってく